

返戻金制度に関する事項

職業安定法第32条の13及び職業安定法施行規則第24条の5に基づく明示事項

事業者名称	株式会社AppTalentHub
有料職業紹介事業許可番号	13-ユ-318195
事業所所在地	東京都稲城市平尾3-7-5-49-406
取扱職種の範囲等	全職種（国内）

1. 返戻金制度の有無

返戻金制度を設けています。

2. 制度の内容

当社の紹介により入社した求職者が、自己都合により入社後3ヶ月以内に退職した場合、退職時期に応じて、受領した紹介手数料の一部を求人者（求人企業）に返還します。なお、研修期間も入社期間に含みます。

退職時期	返還額
入社日から1ヶ月以内の退職	紹介手数料の50%を返還
入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内の退職	紹介手数料の30%を返還

3. 返還の時期・方法

当該求職者の退職日又は退職が判明した日のいずれか遅い日が属する月の翌月末日までに、求人者の指定する銀行口座への振込により返還します（振込手数料は当社負担）。

4. 適用除外

解雇その他自己都合以外の事由による退職の場合は、返還の対象外とします。個別の条件は、求人者と当社との間で締結する人材紹介基本契約書の定めによります。

作成日：2026年8月6日
株式会社AppTalentHub